

安全保障法制の慎重審議を求める意見書を提出するため本案を提出する。

平成27年9月18日

提出者 飯塚市議会議員 道祖 満

賛成者 飯塚市議会議員 勝田 靖

〃 佐藤 清和

安全保障法制の慎重審議を求める意見書（案）

国会では、政府が提出した安全保障関連法案が審議されています。本法案は集団的自衛権の行使を容認する内容を含んでいます。戦後70年間、我が国が平和憲法のもと貫いてきた海外で武力行使を行わないという原則を大きく転換するものです。

そもそも、多くの憲法学者が政府案を違憲であると批判していることに対し、政府は説得力のある説明ができていません。

また、集団的自衛権の行使を認める「新三要件」は十分な歯止めとなっていないばかりでなく、憲法解釈を便宜的・意図的に変更するものであり、立憲主義に反しています。政府が集団的自衛権を行使して対応しなければならないとする事例にも、蓋然性や切迫性に疑義があります。

このほかにも、国際平和のために活動する他国軍に対する後方支援の拡大や「現に戦闘行為を行っている現場でない場所」での自衛隊の活動の容認など、政府案には多くの重大な問題点が指摘されています。これに対し、政府は納得の得られる答弁をほとんどしていないのが実情です。

加えて、世論調査によると、国民の多くが法案内容の説明が不十分だと考え、今国会にこだわらず慎重に審議すべきとの意見が、今国会で成立させるべきとの意見を大幅に上回っています。

政府は、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命、財産、及び我が国の領土、領海を確実に守る観点から安全保障政策を構築する責任があります。政府には、安保法制に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、通常国会での成立にこだわらず、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。